

山梨県成長分野就業体験支援事業費補助金

概要

県内に事業所を有する中小企業における安定的で良質な雇用の創造を図るため、今後成長が期待される産業分野において、職場訓練を通じて人材育成を行う場合の人件費を、正社員雇用を要件として、助成する。

補助対象要件

- (1) 県内に事業所を有する中小企業であること
- (2) 「やまなし新産業対応雇用創造プロジェクト」で対象としている業種(※)であり、本プロジェクトへの参加申込をしている企業であること
- (3) 雇用保険適用事業所であること
- (4) 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、過去3年以内に不正受給を行ったことがないこと
- (5) 補助金の申請日までの過去1年間に労働関係法令違反を行っていないこと
- (6) 労働保険料を滞納している事業主でないこと
- (7) 補助金の申請日時点で倒産している事業主でないこと
- (8) 県税に未納がないこと
- (9) 風俗営業を行う事業者でないこと
- (10) 暴力団あるいは役員が暴力団員でないこと
- (11) 同一の支給要件を満たす各種助成金のうち、国または県が実施するものを受給していないこと
- (12) 補助金申請日の過去3年以内に、同一人を雇用していないこと
- (13) 補助金の申請日前日の6か月前から雇用保険被保険者を事業主の都合により離職させていないこと
- (14) 必要な書類の提出や実地調査等、補助金の交付等に係る審査に協力すること



※対象業種：プラスチック製品製造業(18)、金属製品製造業(24)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、輸送用機械器具製造業(31)、情報サービス業(39)

対象となる事業

- (1) 山梨県内又は山梨県外に居住している求職者で、山梨県内の就職を求めている者(以下「地域求職者」という。)を、**正社員として雇用し、職場訓練を行い、職場訓練終了後も引き続き、正社員として雇用する場合**
- (2) 地域求職者を**非正規社員として雇用し、職場訓練を行った後、直ちに正社員として雇用する場合**
- (3) 自社で既に非正規社員として雇用している者に対し、職場訓練を行った後、直ちに**正社員として雇用する場合(以下「正社員転換」という。)**
(派遣社員の場合、職場訓練開始時に正社員として雇用する場合)

<注意点>

- 新たに雇用する場合、ハローワークを通じて紹介された者であること。
ハローワークの紹介状が無い場合は、別途相談。
- 事業主又は取締役の3親等以内の親族を雇用した場合は対象外となる。
- 新卒採用や退職者補充も対象外となる。



職場訓練について

(1) 補助対象となる職場訓練について

- ① 1か月あたりの訓練時間が40時間以上であるもの。
- ② 指導及び能力評価に係る担当者及び責任者を定めること。
- ③ 訓練受講者への研修内容の明示方法が定められていること。
- ④ 訓練内容、訓練時間等を記載した訓練日誌を雇用者毎に整備すること。



(2) 職場訓練期間について

○ 補助対象となる職場訓練期間は、1か月以上4か月以内(ただし、当該年度の3月31日まで)

※ 3月31日まで職場訓練を行った場合、翌年度の4月1日に正社員として雇用していることが確認出来なければ対象外とする。

補助対象経費

(1) 補助対象経費

補助事業を実施するに際して、補助対象事業者が負担する当該雇用者に係る以下の経費をいう。

- ① 当該雇用者の給与(給料、各種手当(通勤手当以外の職務に関係のない手当は除く。))であり、補助対象事業者が定める就業規則等で支給の根拠が確認できるものに限る。

※ 補助対象となる手当: 役職手当、技能手当、特殊作業手当、通勤手当(消費税分除く)など

※ 補助対象とならない手当: 家族手当、住居手当、食事手当など職務に関係のない手当、
時間外手当、休日手当、深夜手当

- ② 社会保険料事業主負担分: 標準報酬月額算定に必要な報酬月額(①の給与)をもとに算出

- ③ 労働保険料事業主負担分: 直近の労働保険料申告書に記載されている労働保険料率をもとに算出

(2) 補助率

補助対象経費の10分の8以内とする。ただし、千円未満の端数は切り捨て

(3) 補助限度額

- ① 訓練期間が1か月の場合は、1人あたり25万円までとする。
- ② 訓練期間が1か月超え2か月以内の場合は、1人あたり50万円までとする。
- ③ 訓練期間が2か月超え3か月以内の場合は、1人あたり75万円までとする。
- ④ 訓練期間が3か月超え4か月以内の場合は、1人あたり100万円までとする。
- ⑤ 1社あたり4人を限度とする。

応募等について

★ 受付期間: 2019年4月1日(月)～2020年2月28日(金)

※ ただし、予算がなくなり次第、受付終了。

★ 応募方法: 補助金交付申請書(第1号様式)に必要書類(※)を添えて、

地域求職者を雇用する日又は正社員転換を目的に職場訓練を開始する日までに
提出すること

◎ 特に、年度当初は申請日と雇用開始日(或いは職場訓練開始日)までが短期間であることから、申請書類の記載内容等、事前確認などの相談に応じます。

※ 必要書類: 職場訓練計画書(第1号様式の3)、申告事項(第1号様式の4)、

雇用契約書等の写し、ハローワークからの紹介状

県税に未納がない証明書、法人登記簿の写し

やまなし新産業構造対応雇用創造プロジェクト参加申込書の写し 等

★ 実績報告書の提出: 訓練終了後30日以内又は2020年4月3日(金)のいずれか早い日

★ 問い合わせ先: 山梨県産業労働部労政雇用課地域雇用担当

TEL055-223-1562

FAX055-223-1564

★ 詳しくは、県のホームページに掲載されています。「山梨県 成長分野 補助金」で検索

www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/chiki-koy/h31seicho-syugyotaiiken-hojokin.html



山梨県成長分野就業体験支援事業費補助金の流れ

地域求職者を雇用する日まで。
(※申請から交付決定まで10日程度要します)
非正規社員の場合は、正社員転換を目的に職場訓練を開始する日まで

<補助対象事業者>

<山梨県>

交付申請書提出



受理・審査

交付決定通知受領



交付決定

交付決定後に雇用した場合、速やかに雇用に関する報告をすること

「職場訓練」実施

職場訓練終了後30日以内、
又は翌年度の4月3日のいずれか早い日までに

実績報告書提出



受理・審査

額の確定通知受領



額の確定



補助金受領



補助金支出

補助事業を完了した翌年度の6月末日まで
(または退職した日から14日以内)に

就業状況報告



受理